

(仮称) 仙台市子どもの貧困対策並びに ひとり親家庭及び寡婦自立促進計画 骨子案

第1章 計画の基本

1 策定の経緯と趣旨

- 本市では、平成30年3月に「つなぐ・つながる仙台子ども応援プラン - 仙台市子どもの貧困対策計画 -」を策定し、仙台に暮らす子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望を持って、その将来の可能性を広げることのできる社会の実現を目指し、各種施策に取り組んできました。
- また、ひとり親家庭等に対しては、平成17年3月に「仙台市母子家庭等自立促進計画」を策定し、平成22年3月と平成27年3月、令和2年3月に計画を見直し、平成27年度からの第3期計画では、名称を「仙台市ひとり親家庭等自立促進計画」に改め、子どもの健やかな成長を支え、親子が自立し安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、各種施策に取り組んできました。
- この間、国においては令和元年6月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が一部改正され、現在から将来にわたって、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困解消に向けて、児童の権利条約の精神にのっとり子どもの貧困対策を推進することが目的に明記されました。さらに、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要があるとの基本的な考え方の下、令和元年11月に新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

また、平成27年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた持続可能な開発目標(SDGs)のうち、目標1において「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」とされており、貧困対策は、国際的にも重要な課題となっています。
- こうした背景や、令和3年11月に実施した「仙台市子どもの生活に関する実態調査」の結果を踏まえ、令和4年度までを計画期間とする第1期「仙台市子どもの貧困対策基本計画」の改訂にあたり、施策の方向性が共通する部分が多い第4期「仙台市ひとり親家庭等自立促進計画」の改訂時期を2年間前倒しし、両計画を一体化した計画として「(仮称) 仙台市子どもの貧困対策並びにひとり親及び寡婦自立促進計画」を策定し、親子が安心して暮らし、子どもたちが、夢や希望を持って健やかに成長できるよう、子どもの貧困対策及びひとり親家庭等への支援を総合的に推進していきます。
- なお、計画策定に当たっては、「仙台市子どもの貧困対策並びにひとり親家庭及び寡婦自立促進計画策定協議会」を設置し、各関連分野の有識者の助言を得るとともに、市民意見募集などを通じ、多くの皆様からご意見をいただきました。

2 計画の位置づけ・他計画との関係

- 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「市町村計画」と、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」を一体のものとして策定します。

また、「仙台市すこやか子育てプラン2020」や「仙台市教育構想2021」など、関連する他の計画と整合を図りながら策定します。

3 計画期間

- 令和5年度を初年度とし、令和9年度までの5年間とします。

第2章 子ども・子育ての現状と課題

1 現状

- 各種統計データ
 - ・ 貧困率【全国・市】
 - ・ 生活保護世帯【市】
 - ・ ひとり親世帯【市】
 - ・ 就学援助【市】 ほか
- R3仙台市子どもの生活実態調査結果

2 仙台市における子ども・子育ての課題

本市が令和3年度に実施した「子どもの生活に関する実態調査」では、各種統計データの分析、市民へのアンケート調査（調査対象は、子育て家庭及びひとり親家庭等の保護者と子ども、児童養護施設入所の子ども等）を行いました。また併せて、地域や専門機関で子どもたちを支える支援者の方々に対するヒアリング調査も行っています。

これらの調査結果を受け、令和4年度に「仙台市子どもの貧困対策並びにひとり親家庭及び寡婦自立促進計画策定協議会」において、有識者による協議検討を行う中でも、様々な課題認識について委員からご意見をいただきました。

これらのことから、本市における子どもの貧困の実態やその背景の一端を知ることができます。これを解決の糸口とすべく、調査で把握された内容を子ども、家庭、そして地域・行政の視点から、次の課題にまとめて示します。

なお、それぞれの課題は単独ではなく、複合的に絡み合っている場合が多く見られます。

（課題1）子どもの生活と教育に関する課題

- ・ 保護者は教育費や進学、受験など子育てに関する悩みや金銭的な悩みを抱えています。経済的な理由により、進路を変更せざるを得ないなど、世帯の経済状況や子どもが置かれた環境によって、進学や就職等、子どもの将来が制約を受けかねない状況にあります。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、子どもがイライラや不安を感じたり、気分が沈んだりすること、夜遅くまで起きている回数が増えているなど、生活に影響を受けています。

（課題2）経済的支援と自立に関する課題

- ・ 経済的な問題を背景に、子どもの学びや健康等に影響を及ぼし、就学や就業を通じて貧困の問題が世代間で連鎖していることの一つが見てとれます。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が低い世帯ほど、希望しない労働時間や収入の減少、失業につながるなど、影響を強く受けています。

（課題3）つながる体制と支援情報の提供に関する課題

- ・ 地域や親族などとの関わりが少ない状況にあります。
- ・ 支援制度に関する情報が届いていない世帯が一定数あります。

(課題4) ひとり親家庭等の負担軽減に関する課題

- ・ ひとり親は収入が不安定な傾向が見られます。
- ・ ひとり親は生計の維持と子育ての負担が大きく、相談相手がいないなど孤立しやすく、問題がより複雑化しやすいため、学校や地域等、子育て全般について積極的につながり、支援をすることが求められます。

第3章 基本目標と基本的な方向性

前章で整理した課題の解決に向け、本計画で目指す基本目標、施策推進の基本的方向性、施策体系は、次のとおりです。

1 基本目標

仙台に暮らす親子が安心して暮らし、子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持って健やかに成長できるまちづくりを進めます

2 施策推進の基本的な方向性

本計画における本市の子どもの貧困対策並びにひとり親家庭及び寡婦の自立促進の基本的な方向性を次のとおりとし、この考え方に基つき基本目標の実現に向けた施策の推進を図ります。

(1) 子どもを支える

子どもの育ちには、その成長段階に合わせて遊び、学び、多様な体験を積むことが大切です。しかし、課題を抱える家庭の子どもは、周囲の人とのコミュニケーションが十分に取れない、適切な生活習慣や学習習慣を身につける機会が与えられないなど、不安定な家庭環境に置かれていることがあります。

子どもの貧困の連鎖を防ぐためには、乳幼児期から学齢期へ、更には高等学校段階へと、子どものライフステージに応じ、問題発見と支援を切れ目なくつなげていく必要があります。さらに、子どもが高校や大学等への進学を実現した後も、中途退学等により就業や生活の場面で困難を来す場合もあることから、子どもの社会的自立が確立されるまでの継続的な視点で、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を考慮しながら、支援体制を構築することが必要です。

子どもが置かれた環境に左右されることなく健やかに育つために、安心できる居場所と身近な支援者を得られ、適切な生活習慣や学力を身につけ、そして開かれた将来に向けて健やかに成長していけることを目指して、学習支援・生活支援、子どもに寄り添う居場所づくりなど、教育の機会均等と必要な環境整備を図り、子どもの現在及び将来を見据えた施策の推進に取り組みます。

(2) 家庭を支える

生活に困窮する家庭は、親が低賃金や不安定な雇用条件等で就業するケースが多く、収入を増やそうと努力をしながら、健康面での不安を招き、生活をより困難にしている場合もあります。そのため、子育てをしながら収入面・雇用条件等でより良い就業につなげ、経済的に自立できることが、保護者

にとっても、子どもの成長にとっても重要です。

また、家庭が抱えた課題や経済的な事情により、子どもの自らの理想の実現に向けた道が狭められることは、将来的に子どもの生活の質を落としてしまうことにつながりかねません。子どもの貧困対策においては、生活困窮状態にある子育て家庭の生活の質の向上により、子どもが貧困の連鎖から抜け出し、社会に出て自立するまでの長い期間にわたり、途切れることなく寄り添い型の支援が行われること求められます。

家庭が抱える課題に対して、親子が希望をもって暮らしていけるよう、保育や預かりなどの子育て支援体制の充実と併せて、親の就業による自立支援、子どもの生活に直接届く就学援助や医療費助成等の経済的支援を行うなど、生活の安定を目指す施策の推進に取り組みます。

(3) 支える仕組みづくり

困難を抱える子育て家庭の問題は、経済的困窮のみならず、人間関係の課題、精神面で支えを必要としている場合や、養育能力や生活能力が欠けている場合、DV、虐待など、複数の課題が絡み合うものであることが多く、解決を難しくしています。また、ひとり親においては、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなった直後から、その生活は大きく変化し、住居、収入、子どもの養育等の面で様々な困難に直面することもあります。

安心できる暮らしと子どもの心身の健全な成長を確保するためには、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、適切な支援へつないでいく必要があります。また、支援を要する家庭や子どもを適切な支援へつなぐためには、深刻な困窮状態にありながら地域で孤立を深め、福祉の窓口からの接触も困難な子育て家庭を早期に発見することが重要です。行政が母子保健サービスや保育施設、学校や地域で子育てを支援する民間団体等と有機的に連携し、情報の共有、連携の促進を図ることで個々の家庭に必要な支援を的確に把握したうえで、きめ細かな伴走型の支援を行うなど、総合的な支援を実現するための施策の推進に取り組みます。

3 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

2015年9月、ニューヨークの国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、2030年に向けた国際社会全体の行動計画である「持続可能な開発のための2030アジェンダ（通称：2030アジェンダ）」が採択されました。

2030アジェンダでは、169の関連ターゲットを伴う17のゴールからなる目標が掲げられ、この目標が「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」です。

SDGsは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継にあたりますが、MDGsは開発途上国を主とした目標であるのに対し、SDGsは先進国を含む国際社会全体の目標であり、「誰一人取り残さない」という理念のもと、環境、経済、社会をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものとされています。

2016年12月に国の持続可能な開発目標（SDGs）推進本部が決定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」では、SDGsを全国的に実施するためには、全国の自治体においても積極的な取り組みを推進することが不可欠であるとの認識のもと、自治体の各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励しつつ、関係府省庁の施策等も通じ、関係するステークホルダーとの連携の強化等、SDGs達成に向けた取り組みを促進することとしています。



「誰一人取り残さない」という考えや、自治体や企業、住民などあらゆる主体・関係者の参画を重視するといったSDGsの特徴は、子どもの貧困対策を進める上でも共通するものであり、ゴール1「貧困をなくそう」、ゴール4「質の高い教育をみんなに」をはじめとした多くのゴールが関連しています。



目標～施策～事業体系 図示

1 子どもを支える

- (1) 学びの支援
- (2) つながりの場づくり
- (3) 困難な環境で育つ子どもへの支援

2 家庭を支える

- (1) 保護者の就労支援
- (2) 子育て支援体制の充実
- (3) 経済的支援

3 支える仕組みづくり

- (1) 相談支援事業の充実と情報提供
- (2) 支援する人材・体制づくりと各種機関・団体の連携
- (3) 専門的な支援を要するケースへの対応

第4章 施策の展開

1 子どもを支える

(1) 学びの支援

<主な事業>

- 食育の推進
- 小1生活・学習サポーターの配置
- 放課後子ども教室推進事業
- 学習・生活サポート事業
- 中途退学未然防止等事業

(2) つながりの場づくり

<主な事業>

- 放課後児童健全育成事業（児童館児童クラブ等）
- 子どもの居場所づくり
- 【再掲】中途退学未然防止等事業

(3) 困難な環境で育つ子どもへの支援

<主な事業>

- 社会的養護自立支援事業
- 身元保証人確保対策事業
- 児童相談所における支援

2 家庭を支える

(1)保護者の就労支援

<主な事業>

- 自立支援プログラム策定
- 生活困窮者自立支援事業
- 就業相談・就業情報提供事業（ひとり親家庭等相談支援センター事業）
- ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援
- 【再掲】放課後児童健全育成事業（児童館児童クラブ等）

(2)子育て支援体制の充実

<主な事業>

- 産後ケア事業
- 子育て支援ショートステイ事業
- ひとり親家庭等日常生活支援事業（家庭支援員の派遣）
- 母子生活支援施設
- 各種保育事業（延長保育、休日保育事業等）
- 病児病後児保育
- 地域子育て支援事業
- 育児ヘルプ家庭訪問事業
- 市営住宅の抽選優遇及び別枠募集（ひとり親家庭・子育て世帯）
- 民間住宅入居支援制度
- フッ化物歯面塗布助成事業
- 訪問型子育て支援事業

(3)経済的支援

<主な事業>

- 生活保護
- 就学援助
- 子ども医療費助成
- 母子・父子家庭医療費助成
- 生活福祉資金貸付
- 母子・父子・寡婦福祉資金貸付
- 児童扶養手当
- 養育費確保支援
- 高等学校等就学支援金
- ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金
- 幼稚園・保育所・認定こども園の利用者負担額の軽減
- 仙台すくすくサポート事業ひとり親家庭等支援助成金事業

3 支える仕組みづくり

(1) 相談支援事業の充実と情報提供

<主な事業>

- ヤングテレホン相談
- 妊娠等に関する相談事業（せんだい妊娠ほっとライン）
- 妊娠・出産包括支援事業-母子保健事業
- 親子こころの相談室運営
- ひとり親家庭相談支援センター
- 配偶者暴力相談支援センター事業
- 5歳児のびのび発達相談
- のびすくにおける相談支援
- 子供家庭総合相談事業
- 暮らし支える総合相談
- 幼児健康診査及び事後指導
- 妊娠期からの児童虐待予防支援（特定妊婦への支援）
- 生活困窮者等家計改善支援事業
- ひとり親サポートブック
- 仙台いのち支える LINE 相談
- 子育てに関する情報発信の充実
- ひとり親家庭等生活向上支援事業

(2) 支援する人材・体制づくりと各種機関・団体の連携

<主な事業>

- スクールソーシャルワーカー
- 【再掲】 児童相談所における支援
- 【再掲】 地域子育て支援事業

(3) 専門的な支援を要するケースへの対応

<主な事業>

- 発達相談支援センター「アーチル」における支援
- 精神保健福祉総合センター「はあとぼーと仙台」における支援
- 児童虐待予防啓発
- 母子生活支援施設緊急一時保護事業
- スクールカウンセラー
- 【再掲】 社会的養護自立支援事業
- 【再掲】 子供相談支援センター
- 【再掲】 児童相談所における支援

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

- 地域の子育て支援に関わる機関・団体と連携しつつ、庁内関係各局とも調整のうえ、対策を総合的に進める

2 各施策の実施状況の把握

- 実施状況を毎年度確認し、数値で把握可能な事業について公表

3 調査

- 計画最終年度において、令和3年度実施の「子どもの生活に関する実態調査」の手法等を基本としながら、適切な現状把握のための見直しを検討したうえで、調査を実施

4 評価

- 上記調査結果等を参考として、外部の第三者の意見を受けながら評価を行い、次期計画策定と各施策内容の検討等を進める